

土門剛

土門剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）など。会員制メールマガジン「アグロマネーニュース」も発行している。

りませんけど……。」と言ひ逃れ。農民連とのやりとりを読んで聞かせてやろうとしたら、佐藤部長の方から「いま、忙しいから」と先手を打たれてしまった。

いま思い出しても不思議なのは、なぜ秋田県知事が先頭になって反対運動を派手に繰り広げたかだ。交付ルール厳格化で最大の影響を受けるのは、水田で麦や大豆など畑作物を作付け、畑作交付金のほかに水活交付金も交付対象になる農家が多い北海道。反対したのはあくまで北海道農協中央会や農協だった。現場から交付ルール厳格化反対の声も起きなかった秋田で知事が「反乱」を起こしたミステリーを解き明かしてみよう。

昨年春頃、東北某県で土地改良区の役員をしている仲間から「秋田県知事が強く反対する水活問題の核心は土地改良区」とアドバイスがあった。農水省が補正予算成立後に公表した「畑地化支援・定着促進支援」の資料を一読して仲間のアドバイスを思い出した。確かに土地改良区に配慮した制度設

水活交付金と畑作交付金

▶水活交付金は「水田活用の直接支払交付金」の略。主食用米との所得差を補填し、作付け転換を推進するための交付金。

▶畑作交付金は「畑作物の直接支払交付金」のことで、通称、ゲタ対策。その名のイメージ通り、諸外国との生産条件の格差による価格面での不利を補正するための交付金である。

計になっている。

土地改良区について説明しよう。「土地改良施設（農道、用排水路、ため池等）の新設・更新・維持管理等の土地改良事業の実施主体であり、知事の認可を受けて成立した農家の組織。土地改良区は法人格を有し、組合員については当然加入制度がとられるなど公法人としての性格が強く、いわゆる『公共組合』として地方公共団体並の性格を有している（略）『組合』ではなく『区』という名称が用いられているのは、土地改良区が土地、水系によるつながりを持つ地縁的性格の強い団体であることによるもの」（高知県農業基盤課の説明）

その改良区は全国に4203ある。都道府県と全国レベルに連合会があり、後者は、全国水土里ネ

水活交付金問題が「畑地化支援・定着促進支援」という形でようやく決着をみた。交付ルール厳格化は、規定方針通りとなった。ただ土地改良区との調整には腐心した。畑地化支援の導入に際しては、水田農業の水利施設などを整備し、維持管理する土地改良区の事業基盤に影響を与えかねないのだ。その面をとくに配慮したのだ。

ルール厳格化反対に 土改連の影響

知事が先頭になって、農水省の交付ルール厳格化に猛反対した秋田県に、闘い終わったのコメントを求めてみた。登場願ったの

水活交付金と畑作交付金

ルール厳格化でフラットな競争へ

は、農林水産部の佐藤幸盛部長。佐竹敬久知事の指示で、共産党系の農民運動全国連合会（農民連）などと野合、「交付ルール厳格化をぶっ潰せ！」と反対運動を舞台裏でたきつけていた中心人物だ。

その佐藤部長に新たな支援策の評価を尋ねてみたら、「いいんじゃないですか」と素っ気ないコメントが戻ってきた。意地悪を承知で「それなら、なぜ反対したのか」と突っ込むと、消え入るような声で「何も反対していたわけじゃあ

ツットの愛称で知られる全国土地改良事業団体連合会(通称・土改連)という組織。農協組織なら、全中と呼ぶ全国農業協同組合中央会。政治力という点では甲乙つけがたし。土改連の方が上回るとい見方もある。ここ2代、自民党幹事長経験者が会長に就いているからだ。現会長は、自民党前幹事長の二階俊博氏。前会長は同じく幹事長経験者の野中広務氏だった。

秋田県知事が水活交付金ルール厳格化に反旗を翻したかという謎は、土地改良区の役人名簿をチェックしてすぐ解けた。土改連の2人いる副会長の1人が、秋田県土改連会長で現職県議員の高貝久遠氏。土改連では二階氏に次ぐナンバー2だ。そのラインで交付厳格化反対に秋田県知事が立ち上がったとみた。

食料安保実現のための必要経費？

畑地化支援・定着促進支援のポイントは2点。ひとつは、水活交付金から卒業してもらう見返りに支払う一時金を用意したこと。もうひとつは、土改連の事業に配慮した制度設計となっている点だ。とりあえず一連のパッケージにな

■表1：畑地化支援・定着促進支援

対象作物	畑地化支援 (※1, 2)	定着促進支援 (※3)
高収益作物 野菜、果樹、花き等	17.5万円/10a	▶ 2.0 (3.0※4) 万円 /10a × 5年間 または ▶ 10.0 (15.0※4) 万円 /10a (一括)
畑作物 麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等	14.0万円/10a	▶ 2.0万円 /10a × 5年間 または ▶ 10.0万円 /10a (一括)

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めない)
 ※2 令和5年度における取組が対象
 ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
 ※4 加工・業務用野菜等の場合

った支援内容を概観しておこう。まず交付対象。但し書き①に「交付対象水田から除外する取組を指す」という記述がある。水活交付金から卒業と書いたのは、このことである。水田で畑作物を作付けしても水活交付金の対象にはならないという意味である。

野菜や果樹など高収益作物は、10aあたり17・5万円、小麦や大豆など畑作物は同14万円だ。この金額がどの程度のものか。双方とも水活交付金の交付単価である

3・5万円の倍数になっていることはとても分かりやすい。一時金は、高収益作物の場合で水活交付金の5年分。畑作物は4年分。高収益作物は、排水をよくしたりする工事が伴うので、それを考慮して1年長くしたようだ。

これに別途、定着促進支援金がつく。その名の通り、本作として定着するまでの支援目的だ。本作化に向けて10a2万円を5年間で、あるいは一括して10万円が受けとれる。もし一括コースを選べば、高収益作物で同27・5万円、畑作物は同24万円になる破格の高額助成だ。

納税者の視点では、不法占拠者に高額な立ち退き料を払って追いつくような印象を拭い得ないが、食料安全保障のための「必要経費」という見方ができないでもない。

水活交付金の対象から外れたことは水田台帳に記録される。水田から畑地への地目変更を求めないことに対応した措置だ。畑地化支援・定着促進支援の記録は、水田台帳と紐付けされることで、地主や耕作者が別の者に代わっても、その農地が水活交付金の対象になることはない。そのため、農地を

借りている場合は、申請に際して耕作者は、地主の同意を取り付けておくことが求められる。

畑地化支援・定着促進支援は、今後も続くが、ただ高額助成がいつまでも続くとは思えない。水田ですでに畑地化している対象者は、真つ先に飛び乗ることを絶対にお奨めする。財政事情がとて厳しいからだ。

この畑地化促進事業で麦や大豆などの作付け面積を拡大する数値目標を設定した。麦は21年産で28・3万haを30年産で30・7万haに、大豆は同14・6haから同17万haに増やす計画。いずれも食料安全保障を強化するための措置だ。

土地改良区からの足抜け費用も

土改連に配慮したのは、但し書き①の「地目の変更を求めるときではない」と記述した箇所から確認できる。常識では、水田を畑地化すれば、地目を畑地に切り替えるものだが、水田のままでも交付対象にすることにした。別の表現なら、土地改良区の権益に一定の配慮をしたとも言える。

先に土地改良区は、水田を前提とした事業体と説明した。民間な

土門 辛聞

果ではないかと分析している。わが農業が、

ら農業用ダムや区画整理など農業土木専門の設計企画と、農業用水の維持運営を独占的に運営する事業体である。土地改良区がカバーする全国の農業水利施設を資産評価すれば、約20年前の資料で「25兆円」（筑波大学・石井敦教授）という金額になるらしい。いまなら30兆円ぐらいか。土改連の会長に大物政治家が就くのは、そうした事情によるものだ。

そもそも土改連の事業は、かんがい排水施設の整備や区画整理など。農家との接点では、賦課金（整備や維持管理等の経費）を徴収する立場になる。賦課金は公租公課の扱いで、事業に要する経費は面積割りで農家から徴収する。水路や揚水機などを整備する関係上、賦課金はどうしても高くならざるを得ない。畑地化しても、地目が水田である限り、その高い賦課金が地主や耕作者の負担となり続けることは畑地化に向けてのネックになりかねない。先の土地改良区の関係者役員は、支援金を手厚く

水稲中心で発展してきたように、土地改良区もその設立経緯から、水田に比重を置いた事業内容となっている。端的に言えば、土地改良区にとって畑地化を推進して水田が減ることは「営業妨害」になるわけだ。

畑地化が進むと、水利費を例にしても土地改良区の収入は大きく減る。さらに畑作農家にとって、土地改良区が提供する用水施設などを使わなくても営農ができるケースがあり、その場合は組合員の土地改良区からの脱退という事態も想定される。脱退の場合は、地域の用水設備などの整備に要した費用の分担金などの清算義務がある。それに対応して「土地改良区決済金等支援」を新規に導入、23年度は10aにつき上限25万円を支援することにした。

食料安全保障の確保は、国民が強く求めるものだ。土地改良区にも、旧来の事業基盤を墨守するのではなく、時代の要請に沿った自己改革が求められる。

フラットな競争で畑作物増産へ

今回の支援策は、畑作生産の競争条件をフラット（公平）にする

可能性がある。いまはその競争はフラットとは言い難い。その端的な例は、すでに畑作化しているのに地目が水田ということで、畑作物のゲタ対策と水活交付金が重複して交付になっていることだ。顕著な例は、北海道。畑作先進産地で畑作ゲタだけの十勝やオホーツクなどと、水活交付金も重複して交付されてきた空知や上川などは、単収の面で大きな地域差がある。圃場条件や気象条件などの違いから完全フラットな競争というわけにはいかないが、本作化に向かえば、収量面で先進産地に追いつこうという努力が必ず出てくるはずだ。

■表2：小麦・大豆・そばの10aあたり単収（21年産、kg）

品目	全国	北海道	十勝地区	空知地区	都府県	東北
小麦	499	578	686	485	393	251
大豆	169	251	294	256	135	169
そば	62	71	108	44	57	61

表2は、畑作物で産地比較ができる小麦、大豆、そばの10aあたり単収を整理したものだ。北海道は十勝と空知、都府県は畑作物生産で有望産地とみられる東北の単収を整理しておいた。

水稲単作地帯での畑作物の生産で、誰も北海道とスクラッチで競争することは求めていない。気象条件や圃場条件などの違いがあるからだ。それを割り引いても北海道との収量差は、ちよつと考えさせられる数字ではないか。小麦は、気象条件があまりにも違うので比較対象にはならないが、少なくとも大豆での比較は、7割弱の単収しかないというのは情けない。

水活交付金目当ての「捨てづくり」が横行していることもある。単収は低いけど、水活交付金が入れば、どうにかに再生産可能な収入を確保できるという営農スタイルだ。

畑地化で真っ先に思い浮かべたのは、本誌・昆吉則編集長の友人で岩手県花巻市の盛川農場（盛川周祐代表）だった。94haの耕作規模で小麦40ha、子実トウモロコシ17ha、大豆8ha、水稲29haの作付け構成だ。単収アップにつなげる機械化、土づくり、丁寧な肥培管理は畑地化のお手本だ。

畑地化支援・定着促進支援が向かう先は、水稲単作地帯でも畑作増産に成功した盛川農場のような生産者を一人でも増やして食料安全保障を強化することである。